

# 第253回一関市教育委員会定例会

日時 令和5年7月26日(水)

午後1時30分から

場所 花泉支所201会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

- 議事日程第1 協議第3号 幼保連携型認定こども園の設置に関する協議への回答  
について
- 議事日程第2 議案第20号 一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることにつ  
いて
- 議案日程第3 協議第4号 一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて
- 議事日程第4 議案第21号 教科用図書採択に関し議決を求めることについて
- 議事日程第5 議案第22号 令和5年度一関市教育委員会の事務事業に関する点検  
評価報告について

## 2 報 告

- (1) 一関市議会定例会104回6月通常会議(一般質問)の状況について (資料No.1)
- (2) 大槻家関係資料の重要文化財指定について (資料No.2)
- (3) 行事報告及び行事予定について (資料No.3)

## 3 その他

- (1) 令和5年度学校教育行政の重点について(キャリア教育) (資料No.4)
- (2) その他

## 4 閉 会

第253回一関市教育委員会定例会議案件名表

協議第3号	幼保連携型認定こども園の設置に関する協議への回答について
議案第20号	一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることについて
協議第4号	一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	教科用図書の採択に関し議決を求めることについて
議案第22号	令和5年度一関市教育委員会の事務事業に関する点検評価報告について

## 協議第3号

### 幼保連携型認定こども園の設置に関する協議への回答について

一関市長から「幼保連携型認定こども園の設置について」協議があったことから、別紙のとおり回答することについて協議します。

令和5年7月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

#### 1 回答の要旨

教育・保育サービスの質の向上が期待されることから、異議なし。

#### 2 回答の考え方

協議案件は、大東地域の少子化及び保育ニーズ等を踏まえ、摺沢地区の摺沢保育園及び摺沢幼稚園を廃止し、令和6年4月1日付けで、摺沢保育園舎を利用して、幼保連携型認定こども園「一関市立摺沢こども園」を設置しようとするものである。

なお、令和6年度において摺沢幼稚園舎の増改築工事を実施し、令和7年4月に工事完成後の園舎への移転を予定している。

教育委員会としては、少子化の進行や教育・保育ニーズの多様化に対応するため、親の就労の有無に関わらず、施設が利用可能であり、待機児童の解消にも寄与できる認定こども園制度を推進するものである。

本件については、大東地域の実情を踏まえ、適切な規模の子どもの集団を保ち、育ちの場を確保することが望ましいこと、既に地域の方々の理解を得ていることから、教育・保育サービスの質の向上が期待されるものと考えるところであり、異議のない旨回答する。

なお、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、教育委員会としても、必要に応じて、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を行うなど市長部局と連携し、認定こども園を支援していく。

(別紙)

(案)

教 教 第 号  
令和 年 月 日

一関市長 佐藤 善仁 様

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

幼保連携型認定こども園の設置について（回答）

令和5年7月6日付け大市第 04007 号で協議のありました幼保連携型認定こども園の設置については、教育・保育サービスの質の向上が期待されることから、異議はありません。

議案第20号

一関市立幼稚園の廃止に関し議決を求めることについて

次のとおり一関市立幼稚園を廃止することについて議決を求める。

1 廃止する幼稚園の名称、位置

名称	位置
一関市立摺沢幼稚園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2

2 廃止の期日 令和6年3月31日

令和5年7月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

令和6年4月1日から、(仮称)一関市立摺沢こども園を開園することに伴い、摺沢幼稚園を廃止しようとするものである。

これがこの議案を提出する理由である。

協議第4号

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するよう市長に申し入れたいので協議します。

令和5年7月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

一関市立幼稚園条例の一部を改正する条例

一関市立幼稚園条例（平成17年一関市条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(設置) 第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。	(設置) 第2条 市立幼稚園を次のとおり設置する。																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立赤荻幼稚園</td><td>一関市赤荻字桜町237番地2</td></tr><tr><td>一関市立摺沢幼稚園</td><td>一関市大東町摺沢字観音堂82番地2</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2	一関市立摺沢幼稚園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2	[略]		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>一関市立赤荻幼稚園</td><td>一関市赤荻字桜町237番地2</td></tr></tbody></table>	名称	位置	[略]		一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2
名称	位置																
[略]																	
一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2																
一関市立摺沢幼稚園	一関市大東町摺沢字観音堂82番地2																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
一関市立赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町237番地2																
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

令和6年4月1日から、(仮称)一関市立摺沢こども園を開園することに伴い、摺沢幼稚園を廃止しようとするものである。

議案第 21 号

教科用図書の採択に関し議決を求めることについて

次のとおり教科用図書を採択することについて議決を求める。

教科用図書 別紙のとおり

令和 5 年 7 月 26 日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

令和 6 年度使用教科用図書を採択するものである。これが、この議案を提出する理由である。

議案第22号

令和5年度一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告について

令和5年度一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告書を、別紙により作成し、一関市議会に提出することについて議決を求める。

令和5年7月26日提出

一関市教育委員会教育長 小 菅 正 晴

理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき、令和5年度の一関市教育委員会の事務事業等に関する点検評価報告書（令和4年度事業対象）を作成し、議会に提出するとともに、公表しようとするものである。

これが、この議案を提出する理由である。